

2015年5月20日

各位

会社名 株式会社 ショーワ
代表者名 取締役社長 北條 陽一
(コード番号 7274 東証一部)
問合せ先 総務部 総務・法務課長
森実 健一郎
(TEL 048-554-1151)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2015年5月20日開催の取締役会において、2015年6月26日開催予定の第107回定時株主総会に下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号、以下「改正会社法」といいます。)が2015年5月1日に施行され、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。これに伴い、監査・監督機能およびコーポレートガバナンス体制の一層の強化を目的とし、監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。
- (2) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、社外取締役として有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため、改正会社法に基づき、社外取締役の責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる旨を、定款第29条(取締役の責任免除等)として新設するものであります。なお、この変更については、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 上記の変更および新設に伴い、条数の整理を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2015年6月26日(金曜日)	(予定)
定款変更の効力発生日	2015年6月26日(金曜日)	(予定)

以上

<別紙>

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> 4. 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) 第17条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任の決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(機関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 <u>2. 監査等委員会</u> <削除> 3. 会計監査人</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会並びに監査等委員会</p> <p>(取締役の員数) 第17条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。 <u>② 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第18条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>株主総会の決議によって選任する。 ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任の決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期) 第19条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会招集の通知)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役がこれを招集し、その通知は、各取締役及び各監査役に対し会日の4日前に発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、<u>取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>第23条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>第24条 (省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第26条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p>(取締役会招集の通知)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役がこれを招集し、その通知は、各取締役に対し会日の4日前に発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</p> <p>(監査等委員会招集の通知)</p> <p>第23条 <u>監査等委員会招集の通知は、会日の4日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>(監査等委員会規則)</p> <p>第25条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令又は定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の責任免除等)</p> <p>第29条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>

現行定款	変更案
<p align="center"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p align="center"><削除></p>
<p>(監査役の員数) <u>第27条 当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>	<p align="center"><削除></p>
<p>(監査役の選任) <u>第28条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> ② <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p align="center"><削除></p>
<p>(監査役の任期) <u>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p align="center"><削除></p>
<p>(常勤監査役) <u>第30条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p align="center"><削除></p>
<p>(監査役会招集の通知) <u>第31条 監査役会を招集するときは、その通知を各監査役に対し会日の4日前に発する。ただし、緊急の場合は、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>前項の規定にかかわらず、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査役会を開催することができる。</u></p>	<p align="center"><削除></p>
<p>(監査役会) <u>第32条 監査役会に関しては、法令又は定款に定める場合のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p align="center"><削除></p>
<p>(監査役の報酬等) <u>第33条 監査役の報酬その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p align="center"><削除></p>
<p>第6章 計算 <u>第34条～第37条 (省略)</u></p>	<p>第5章 計算 <u>第30条～第33条 (現行どおり)</u></p>